

## 鹿 児 島 県 公 報

令和 2 年 12 月 11 日（金）第 166 号 の 2



鹿 児 島 県

発 行 鹿 児 島 県

〒890-8577 鹿 児 島 市 鴨 池 新 町 10 番 1 号

編 集 総 務 部 学 事 法 制 課

定 例 発 行 日（毎 週 火， 金）

## 目 次

（※については例規集掲載事項）

ページ

規

則

- 鹿 児 島 県 特 定 水 産 資 源 の 漁 獲 量 等 の 報 告 に 関 す る 規 則（※）（水 産 振 興 課 取 扱 い） 1
- 鹿 児 島 県 特 定 水 産 資 源 の 採 捕 の 停 止 に 関 す る 規 則（※）（水 産 振 興 課 取 扱 い） 5

## 規

## 則

鹿 児 島 県 特 定 水 産 資 源 の 漁 獲 量 等 の 報 告 に 関 す る 規 則 を こ こ に 公 布 す る。

令 和 2 年 12 月 11 日

鹿 児 島 県 知 事 塩 田 康 一

## 鹿 児 島 県 規 則 第 57 号

鹿 児 島 県 特 定 水 産 資 源 の 漁 獲 量 等 の 報 告 に 関 す る 規 則

（趣 旨）

第 1 条 この規 則 は、漁 業 法（昭 和 24 年 法 律 第 267 号。以 下「法」とい う。）第 30 条 第 1 項 の 規 定 に 基 づ き、特 定 水 産 資 源 の 漁 獲 量 等 の 報 告 に 関 し 必 要 な 事 項 を 定 め る も の と す る。

（漁 獲 量 等 の 報 告 の 方 法）

第 2 条 法 第 30 条 第 1 項 の 規 定 に よ る 報 告（以 下「漁 獲 量 等 の 報 告」とい う。）は、送 信 者 の 使 用 に 係 る 電 子 計 算 機 と 受 信 者 の 使 用 に 係 る 電 子 計 算 機 と を 電 気 通 信 回 線 で 接 続 し た 電 子 情 報 処 理 組 織 を 使 用 す る 方 法 に 於 っ て、当 該 電 気 通 信 回 線 を 通 じ て 情 報 が 送 信 さ れ、受 信 者 の 使 用 に 係 る 電 子 計 算 機 に 備 え ら れ た フ ァ イ ル に 当 該 情 報 が 記 録 さ れ る も の に よ り 行 う も の と す る。

2 前 項 の 規 定 に か か わ ら ず、電 子 情 報 処 理 組 織 の 異 常 若 し く は 保 守 点 検 又 は 報 告 す べ き 事 項 が 著 し く 急 激 に 増 加 し た こ と そ の 他 や む を 得 な い 事 由 が あ る 場 合 に は、漁 獲 量 等 の 報 告 は、別 記 第 1 号 様 式 に よ り 書 面 で 行 う こ と が で き る。

3 前 項 の 書 面 を 郵 便 又 は 民 間 事 業 者 に よ る 信 書 の 送 達 に 関 す る 法 律（平 成 14 年 法 律 第 99 号）第 2 条 第 6 項 に 規 定 す る 一 般 信 書 便 事 業 者 若 し く は 同 条 第 9 項 に 規 定 す る 特 定 信 書 便 事 業 者 に よ る 同 条 第 2 項 に 規 定 す る 信 書 便 で 提 出 し た 場 合 に お け る 特 定 水 産 資 源 を 陸 揚 げ し た 日 か ら 知 事 に 報 告 す る ま で の 期 間 の 計 算 に つ い て は、送 付 に 要 し た 日 数 は、算 入 し な い。

（代 理 人 に よ る 報 告）

第 3 条 漁 獲 量 等 の 報 告 を し よ う と す る 者 が、代 理 人 を 通 じ て 当 該 報 告 を す る 場 合 に は、あ ら か じ め、別 記 第 2 号 様 式 に よ る 書 面 を 知 事 に 提 出 し な け れ ば な ら な い。

附 則

（施 行 期 日）

1 この規 則 は、令 和 3 年 1 月 1 日 か ら 施 行 す る。

（鹿 児 島 県 海 洋 生 物 資 源 の 採 捕 の 数 量 等 の 報 告 に 関 す る 規 則 の 廃 止）

2 鹿 児 島 県 海 洋 生 物 資 源 の 採 捕 の 数 量 等 の 報 告 に 関 す る 規 則（平 成 12 年 鹿 児 島 県 規 則 第 175 号）は、廃 止 す る。

（鹿 児 島 県 海 洋 生 物 資 源 の 採 捕 の 数 量 等 の 報 告 に 関 す る 規 則 の 廃 止 に 伴 う 経 過 措 置）

3 前 項 の 規 定 に よ る 廃 止 前 の 鹿 児 島 県 海 洋 生 物 資 源 の 採 捕 の 数 量 等 の 報 告 に 関 す る 規 則 の 規 定 は、漁 業 法 等 の 一 部 を 改 正 す る 等 の 法 律（平 成 30 年 法 律 第 95 号）附 則 第 28 条 の 規 定 に よ り

同法第 6 条の規定による廃止前の海洋生物資源の保存及び管理に関する法律（平成 8 年法律第 77 号）の規定がなおその効力を有することとされる間、なお効力を有するものとする。

別記

第 1 号 様 式 (第 2 条 関 係)

## 漁獲量等報告書及び個人情報の取扱いに関する同意書

年 月 日

鹿児島県知事

殿

住所  
氏名〔法人にあつては、主たる事務所の  
所在地、名称及び代表者の氏名〕

## 1 漁獲量等の報告

漁業法第30条第1項の規定に基づき、漁獲量等について、次のとおり報告します。

許可番号又は 免許番号		船舶の名称	
		漁船登録番号	
管理区分の名称			
陸揚げした日	特定水産資源の名称	漁獲量 (kg)	

## 2 個人情報の取扱いに関する同意

上記報告の内容について、水産資源の資源評価、操業実態の把握その他の漁業生産力の発展に資する取組に活用するため、国の機関、独立行政法人等（独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第59号）第2条第1項に規定する独立行政法人等をいう。）、県の機関その他の関係機関（これらの機関から委託を受けて当該取組に関する業務を遂行する者を含む。）へ提供することに同意します。

注 1 「許可番号又は免許番号」の欄について、許可（漁業法第57条第1項の許可をいう。）に基づいて特定水産資源の採捕をした場合にあつては許可番号を、漁業権又は組合員行使権に基づいて特定水産資源の採捕をした場合にあつては免許番号を、海区漁業調整委員会又は広域漁業調整委員会の指示に基づき承認を受けた漁業の場合にあつては当該承認番号をそれぞれ記入し、許可番号（承認番号を含む。）又は免許番号のいずれも持たない場合には記入を省略する。

2 「船舶の名称」及び「漁船登録番号」の欄について、船舶以外の漁業の生産活動を行う基本的な単位となる設備を用いて特定水産資源の採捕をした場合には、省略する。

3 「陸揚げした日」の欄について、くろまぐろの養殖用種苗の場合には、いけす（移送用の仮いけすを含む。）に入れた日を記入する。

4 「特定水産資源の名称」の欄について、くろまぐろの漁獲量の報告の場合には、「くろまぐろ（小型魚）」と「くろまぐろ（大型魚）」とは異なる特定水産資源であることから、それぞれに分けて記入する。

## 第2号様式（第3条関係）

漁業法の規定に基づく報告に係る事務に関する委任状  
及び個人情報の取扱いに関する同意書

年 月 日

鹿児島県知事 殿

住所  
氏名〔 法人にあつては、主たる事務所の  
所在地、名称及び代表者の氏名 〕

## 1 漁業法の規定に基づく報告に係る事務に関する委任

私は、漁業法の規定に基づく報告について、(1)の者を代理人として定め、(2)に定める期間において、(3)に定める報告に係る事務を委任します。

## (1) 代理人

住所  
氏名

## (2) 委任期間

年 月 日から 年 月 日まで

※ なお、委任者から委任期間終了の30日前までに委任期間を延長しない旨の申出を行わない場合には、当該委任期間を1年間延長することといたします（翌年以降も同様。以下「延長された委任期間」という。）。委任期間（延長された委任期間を含む。）中に委任を解除する場合には、委任者は委任を解除する日の30日前までに代理人及び知事に対してその旨を申し出ることといたします。

## (3) 委任事項

漁獲量等の報告（漁業法第30条第1項の規定に基づく知事に対する非漁獲割当管理区分における漁獲量等の報告）

知事許可漁業における資源管理の状況等の報告（漁業法第58条の規定により読み替えて準用する同法第52条第1項の規定に基づく知事に対する報告）

漁業権漁業における資源管理の状況等の報告（漁業法第90条第1項の規定に基づく知事に対する報告）

## 2 個人情報の取扱いに関する同意

上記報告の内容について、水産資源の資源評価、操業実態の把握その他の漁業生産力の発展に資する取組に活用するため、国の機関、独立行政法人等（独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第59号）第2条第1項に規定する独立行政法人等をいう。）、県の機関その他の関係機関（これらの機関から委託を受けて当該取組に関する業務を遂行する者を含む。）へ提供することに同意します。

注1 委任者が複数の場合には、連名で1通の委任状を作成することができる。

2 1(3)の委任事項について、「漁獲量等の報告」に加え、「知事許可漁業における資源管理の状況等の報告」又は「漁業権漁業における資源管理の状況等の報告」を委任する場合には、にレ印を付す。

.....  
鹿児島県特定水産資源の採捕の停止に関する規則をここに公布する。

令和 2 年 12 月 11 日

鹿児島県知事 塩田康一

**鹿児島県規則第 58 号**

鹿児島県特定水産資源の採捕の停止に関する規則

（趣旨）

第 1 条 この規則は、漁業法（昭和 24 年法律第 267 号。以下「法」という。）第 33 条第 2 項の規定に基づき、特定水産資源の採捕の停止に関し必要な事項を定めるものとする。

（特定水産資源の採捕の停止）

第 2 条 知事が法第 33 条第 2 項各号のいずれかに該当すると認める旨の告示をしたときは、当該告示に係る同項各号に定める者は、当該告示の日の翌日から同日の属する管理年度の末日（当該告示において期間が定められた場合にあつては、当該期間の末日）までの間は、当該告示に係る特定水産資源の採捕をしてはならない。

2 前項の規定にかかわらず、知事が同項の告示に係る場合に該当しなくなったと認める旨の告示をしたときは、同項の告示に係る者は、当該該当しなくなったと認める旨の告示の日から同項の告示に係る特定水産資源の採捕をすることができる。

附 則

（施行期日）

1 この規則は、令和 3 年 1 月 1 日から施行する。

（鹿児島県知事管理量に係るくろまぐろの採捕の停止に関する規則の廃止）

2 鹿児島県知事管理量に係るくろまぐろの採捕の停止に関する規則（平成 30 年鹿児島県規則第 31 号）は、廃止する。

（鹿児島県知事管理量に係るくろまぐろの採捕の停止に関する規則の廃止に伴う経過措置）

3 前項の規定による廃止前の鹿児島県知事管理量に係るくろまぐろの採捕の停止に関する規則の規定は、漁業法等の一部を改正する等の法律（平成 30 年法律第 95 号）附則第 28 条の規定により同法第 6 条の規定による廃止前の海洋生物資源の保存及び管理に関する法律（平成 8 年法律第 77 号）の規定がなおその効力を有することとされる間、なお効力を有するものとする。